

令和6年度草津市自転車安全安心利用促進委員会 会議録

■日 時 : 令和7年2月4日(火) 午後1時30分から午後3時まで

■場 所 : 草津市役所8階 大会議室

■出席委員 : 12名(順不同)

井上委員、川崎委員、佐藤委員、北村委員、福井委員、加藤委員、今井委員、
永井委員、片岡委員、鈴木委員、原田委員、小川委員

■欠席委員 : 3名

平井委員、浅見委員、前野委員

■関係課 : 危機管理課、道路課、学校教育課、土木管理課

草津川跡地整備課、健康福祉政策課、商工観光労政課

■事務局 : 岸本課長、小島課長補佐、山本主査、南部主事

■随行者 : 0名

■傍聴者 : 0名

1. 開会

【事務局】

《挨拶》

【事務局】

次に、委員会の成立について御報告いたします。

本委員会の委員数は15人で、現在の出席は12人であります。これは、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則第9条第1項に定める半数以上の出席を満たしておりますことから、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本委員会については、草津市市民参加条例第9条第12項の規定により、会議を公開するものとし、同条第4項の規定により、会議録を公表することといたしますので、よろしくお願いいたします。

2. 委員および事務局の自己紹介

【事務局】

それでは次第に基づいて、本日は、皆様に委嘱させていただいてから初めての委員会開催でありますので、誠に恐れ入りますが、時計回りで順番に一言自己紹介をいただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

《委員 自己紹介》

ありがとうございました。続きまして、事務局側の自己紹介をいたします。

《事務局 自己紹介》

また、本日は計画に関係する各課も出席しております。詳細につきましては、席次表を御確認ください。なお、温暖化対策室につきましては、急遽欠席をさせていただいておりますので御了承ください。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。

お手持ちの資料を御確認ください。

本日の資料は、次第、委員名簿、席次表、資料1、資料2-1、2-2、資料3-1、3-2、資料4がございます。もし資料が抜けておりましたら事務局までお申し出ください。

それでは、次第3から次第4「委員長および副委員長の選出、職務代理者の指名」まで、事務局で進行をさせていただきます。

3. 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例、同施行規則

【事務局】

本委員会について簡単に説明をさせていただきます。

本委員会は、条例第15条の規定に基づき設置しており、同条例施行規則第5条による委員で構成しております。草津市自転車安全安心利用促進計画について、自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策の評価などを御審議いただくことになります。お伝えさせていただいたのは、資料1「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」にこの委員会の役割を記載させていただいております。御確認いただきますと幸いです。

4. 委員長、副委員長の選出、職務代理者の指名

【事務局】

続きまして、次第4の委員長および副委員長の選出、職務代理者の指名についてでございますが、はじめに、本委員会の委員の任期は2年となっております。新たにお集まりの委員の皆様方に、委嘱をさせていただいたところでございます。委員長および副委員長の選出につきましても、今回新たに選出させていただくこととなります。

その選出方法につきましては、条例施行規則第7条第2項において、委員長および副委員長は委員の互選によって定めとなっております。委員長、副委員長の選任につきまして、委員の皆様方から、何か御意見はございますか。

【委員】

事務局の案をお願いします。

【事務局】

ただ今、「事務局の案をお願いします」との声がございましたので、事務局の案を提示させていただきます。

前回までの任期の本委員会において、委員長を務めていただき、委員会を円滑に進行していただきました、立命館大学理工学部の小川教授にぜひともお願いしたいと思っております。

また、副委員長につきましては、国の方でも自転車利用に関する計画やガイドラインが策定されており、関係部署として日々御尽力いただいております滋賀国道事務所の鈴木総括保全対策官をお願いしたいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、委員の皆様の拍手をもって承認とさせていただきます。

《拍手》

ありがとうございます。

それでは、委員長に小川委員、副委員長に鈴木委員をお願いしたいと思います。小川委員、鈴木委員は席の移動をお願いいたします。

代表して委員長に就任の御挨拶をいただきたいと思っております。委員長よろしくお願いします。

《委員長 挨拶》

ありがとうございました。

続きまして、職務代理者の指名ですが、条例施行規則第7条第5項に、委員長があらかじめ指名するとなっておりますので、小川委員長、職務代理者の指名をお願いいたします。

【委員長】

職務代理者については、滋賀県において自転車で琵琶湖を1周する「ビワイチ」事業が展開されており草津市とも関係もありますので、滋賀県南部土木事務所の原田委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。原田委員におかれましてはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは小川委員長にこれからの議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

5. 議事

【委員長】

それでは、これより私の方で議事を進めさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、委員の皆様が替わられたこともありますので、事務局から、自転車安全安心利用促進計画の概要説明をしていただく方がよいかと思います。説明をお願いできますか。

【事務局】

はい。それでは事務局から概要説明をさせていただきます。

お手元の資料２－１、２－２を御準備いただけますか。草津市自転車安全安心利用促進計画でございます。本日は概要版である資料２－１に基づいて説明いたします。

１ページのところに計画策定の趣旨、計画の概要、課題および具体的施策の方向性について記載がございます。

計画策定の趣旨としましては、自転車が交通手段の１つとしてなくてはならないものとなっている一方で、痛ましい交通事故や自転車の盗難など利用環境の改善やマナーの向上などを図る必要があります、平成２６年７月１日に自転車施策に関する基本条例として「自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」が施行され、同条例の第１４条に自転車の安全で安心な利用の促進を図るためのものとして、本計画が策定、位置付けられているものです。

計画の概要といたしましては、市内全域を対象地域とし、対象者を自転車・歩行者・自動車など、すべての道路利用者と条例に定めております、行政・市民・保護者・学校・事業者および自転車小売業者としております。

また、本計画は平成２８年度から令和７年度までの１０年間の計画となっており、令和２年度に中間見直しを行ったところでございます。

課題および具体的施策の方向性としてしましては、１ページの下の方、実態・課題・目標の３つに分けて整理しております。

課題につきまして、草津市は人口が増加していることから、駐車台数の確保や自転車走行空間の整備を目標としております。また、放置自転車につきましては減少傾向にあるものの、継続して発生しており、自転車の盗難件数が多く、市内の交通事故発生件数に占める自転車の割合が高いことも課題となっているため、マイカーなどから自転車利用への転換だけでなく、ルール順守やマナー向上も目標とさせていただいております。

２ページですが、これらの実態や課題から見える目標・具体的施策の方向性をもとに、本計画のコンセプトを、「自転車に乗り、自転車を知り、自転車を感じるまち 草津」と設定し、このコンセプトを実現すべく、５つの柱、「安全・安心・快適・厳しさ・スマート」を軸に掲げ、PDCAサイクルによる進捗管理を行いながら、各施策の実施を目指していきます。

５つの柱に紐づく各施策につきましては、２ページから４ページまでにかけて記載がございます。

次第４の議事の際に説明いたしますので、この場では省略させていただきます。以上が計画の概要です。

【委員長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問はございますか。

具体的な内容はこの後の議事で出てきますので、その際に意見をいただければと思います。

《質問なし》

御質問がないようですので、それでは議事に入らせていただきます。

本日御審議いただく案件は2件でございます。

(1) 草津市自転車安全安心利用促進計画の各施策の実施状況等について

1つ目は、「草津市自転車安全安心利用促進計画の各施策の実施状況等について」です。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、事務局より、各施策の実施状況および自己評価等について、説明させていただきます。お手元の資料3-1と3-2を御覧ください。資料3-1が先ほど計画の概要で説明をさせていただきました、5つの柱に沿った取り組みのまとめになっており、資料3-2は、市の取組についての補足資料です。

まずは、資料3-1の「①安全を感じる施策の計画」の実施状況につきまして、1ページから2ページまでに記載のとおり、大きく施策は3つあり、自転車の安全利用の啓発、2ページに自転車の安全利用のルール・マナーの周知・徹底、自転車の安全安心利用教育の推進となります。

1つ目の自転車の安全利用の啓発といたしましては、市では自転車安全安心利用指導員4名による街頭指導・街頭啓発を行っております。件数や場所につきましては資料3-2の3ページから4ページまでに記載しておりますが、4名の指導員が2班体制で、自転車の利用が多い駅周辺や学校・通学路の周辺を重点的に指導・啓発活動を行いました。また、警察と連携し、自転車交通安全マナーアップ重点校に指定している中学校生徒会との啓発活動や、大学生への安全啓発の実施、県・市・県警・交通安全協会等とともに、合同啓発も実施したところであります。

大学では、防犯登録や保険への加入、通学交通ガイダンスなどを通じて指導啓発されており、また、生協学生委員会による自転車無料点検会を実施いただきました。

続きまして、3-1の2ページ、自転車の安全利用のルール・マナーの周知徹底といたしましては、先ほどの自転車交通安全マナーアップ重点校において、スケアードストレート方式による安全教室を実施し、事故の再現により事故の恐ろしさや交通ルールの重要性を学習してもらいました。そのほかにも、保育園・小学校や、高齢者、市内事業所に対し、様々な教室を開催し、ルール・マナーの周知を行いました。

続きまして、自転車の安全安心利用教育の推進といたしましては、自転車安全安心利用教育マニュアルの活用として、中学校の入学説明会等で子どもと保護者に周知を行いました。

右の評価覧に記載のとおり、令和4年度に引き続き、街頭啓発や教室の実施回数が新型コロナウイルスの流行以前の程度まで増加したものの、自転車事故の発生件数は、令和4年と同様に100件を上回り、交通事故発生件数に占める自転車事故の構成率も30%を超える状態となっている状況です。このことから、より一層関係機関との連携を密にするとともに、安全な利用に向けた取り組みを進める必要があると考えております。

続きまして、資料3-1の3ページから4ページまでの「②安心を感じる施策の計画」の実施状況でございます。

自転車の盗難防止の啓発といたしましては、自転車の防犯診断の実施および自転車の防犯啓発、ツーロックの徹底ですが、いずれも市・事業者・警察の3機関で実施をしております。なお、防

犯診断につきましては、防犯診断票を用いて行っております。

そのほか大学においては、通学・交通ガイダンスや駐輪場での自動アナウンスによる啓発を実施いただいております。これら取り組みを継続的にを行っているものの、資料３－２の１３ページにございますとおり、減少傾向にあった自転車盗難件数が徐々に増加しており、引き続き関係機関と連携した取り組みが必要なところでございます。

資料３－１に戻しまして、自転車の保険加入の促進、自転車点検・整備の促進・ヘルメット着用の促進ですが、保険加入につきましては、市においては、ホームページで啓発を行うほか、通勤届や通学許可の際に周知や義務付けを行っており、県においては、チラシ・ポスターの配布や、交通安全啓発や街頭啓発の場で加入促進を行いました。また、大学においては、通学者の保険加入を義務付けておられ、事業者におかれましても、購入者への保険加入確認をいただいているところ です。

最後にヘルメットの着用につきまして、平成３０年度から市立中学校では着用を義務化しており、そのほか市・警察・県にて記載のとおりヘルメット着用の啓発に取り組んでおります。

評価といたしましては、自転車の盗難件数は、令和３年の最低件数１８４件から徐々に増加傾向にあり、ヘルメット着用の促進と合わせて、引き続き関係機関と連携した取り組みが必要と考えております。

続きまして、資料３－１の５ページから６ページまでの「③快適を感じる施策の計画」の実施状況になります。

自転車走行空間の整備、放置自転車の削減、自転車駐車台数の確保ということで、自転車走行空間の整備といたしまして、資料３－２、１４ページを御確認ください。

草津川跡地におけるＪＲ上部の整備が完了し、そのほか、県において、湖岸道路におけるビワイチルートの整備を進められているところでございます。

放置自転車の削減および自転車駐車台数の確保につきましては、引き続き駅周辺の放置自転車禁止区域での撤去を実施するとともに、警告・啓発に努めており、また、草津駅西口自転車駐車場につきましては、建物の老朽化に対する対応と駐輪台数の拡充を目指して、令和５年度より解体および建替工事を実施し、令和７年４月から供用開始を予定しております。なお、工事の間は、仮設駐輪場として、草津駅西口第５自転車駐輪場を運用しております。評価といたしましては、時間を要する走行空間の整備についても、琵琶湖を周遊するサイクリングロードの整備、草津川跡地での自転車走行空間の整備が少しずつ進んでいる状況でございます。また、自転車駐車台数の確保についても、昨年度から開始した草津駅西口駐輪場の建替工事により、成果が出るものと考えております。

資料３－１、７ページ「④厳しさを感じる施策の計画」の実施状況につきましては、違反者に対する指導、取り締まりの強化として、警察と市の連携による指導や、警察による指導警告票を交付しての活動等を実施しました。

次に損害賠償事例の紹介、啓発は、市・県・警察において、チラシ・ポスターの配布や各種教室での周知を行いました。

道路交通法違反の罰則の周知、徹底につきましては、スケアードストレート方式や出前講座による自転車安全安心利用教室を実施しました。

評価といたしましては、①の安全を感じる施策同様に、自転車事故の発生件数が徐々に増加傾

向あることから、より一層関係機関と連携し道路交通法違反や損害賠償事例、自転車の安全利用等に関する周知徹底を図ってまいります。

最後に、資料3-1、8ページ「⑤スマートを感じる施策の計画」の実施状況につきましては、自家用車等から自転車への利用転換の推進として、市・県で連携し交通環境学習を実施し、公共交通機関へのアクセス性の強化として、サイクル&バスライドの整備検討をいたしました。

環境や健康にやさしい自転車利用の推進といたしましては、ポスター等でエコ通勤の普及啓発を実施いたしました。

評価といたしましては、次の世代に対する意識醸成のため、引き続き小学校での交通環境学習を実施し、自転車の利用促進啓発を行うとともに、公共交通機関へのアクセス性強化については、令和6年度に策定しました「草津市地域公共交通計画」に盛り込み、連携しながら実施していく予定であります。

【委員長】

ただいま説明がありました、各施策の実施状況および自己評価等について、何か御質問、御意見はございますか。

【委員】

資料3-1の「①安全を感じる施策の計画」について質問があります。

まず、こちらの安全利用の評価に関して、自転車事故の発生件数と自転車事故の構成率の2つを挙げていただいておりますが、道路交通法違反が昨年の11月から取り締まりが厳しくなったということで、その件数というのは評価に入れた方がいいのではないかと思います。

2つ目が自転車事故の発生件数の内訳が気になっています。例えば発生件数が100件くらいあったとして、どういう人が当事者であったのかということも見ないと、関係機関に今後どういうアプローチをしたらいいのかということが分析できるのか疑問でした。

3つ目は、これは私の普段の見ている範囲での感想になりますが、外国の方のルール違反、例えば2人乗り、自転車の並走、スマホで音楽を聴きながら、という方も結構見かけるなと思います。そういった方にアプローチをしていく取り組みや関係機関というのが見当たらずに気になっています。

4つ目に大学向けの自転車通学者の登録義務化とありましたが、義務を果たさなかった場合のペナルティがあるのか、義務化をしてそれがどの程度守られるのかということが気になっています。

【事務局】

御意見をいただきました道路交通法違反について、昨年11月1日から罰則強化がされている件数を評価に入れたらどうかということですが、来年度も同じような形で評価をさせていただく際に、評価に入るような形で検討をさせていただきます。

また、事故内容につきましても自転車の事故、出会い頭の事故や、実際どういった方が事故に遭っているかについては、県警のホームページで確認ができたかと思いますので確認しながら分析をしていきたいと思っております。

外国籍の人への対応についても検討します。

大学で保険加入を義務付けられてどういったペナルティがあるのかについて、本日は大学事務局からの委員が御欠席ですが、委員長は御存じでしょうか。

【委員長】

特に把握はしていません。入学時に登録して保険に加入するという制度になっていますが、仮に登録のない自転車が駐輪場に停まっていたらある程度チェックはしていると思いますが、それで見つかったらどうなるかは把握していないので、確認しておきたいと思います。

先ほどのどのような人が事故、違反というところを、警察の方で何かございますか。

【委員】

令和6年中になりますが、草津警察署管内の人身事故というのが529件ございました。そのうち自転車の当事者が事故に遭われたのが151件ということで、先ほど事務局からの説明のとおり約3割が自転車の事故ということになっております。

その中で11月から罰則が強化されているところでございます。自転車につきましては、まずは指導ということで、自転車の2人乗り、イヤホンをつけている、ながらスマホ、基本的に即検挙というよりもまず指導を行って、そこで指導警告票を渡すという形で運転手に指導を行っています。

なお、悪質な違反につきましては、例えば11月から自転車の飲酒運転が検挙の対象になったのですが、県下で初、草津警察署が検挙をしております。直接、この飲酒運転が事故に絡むということではありませんが、悪質な違反は今後も取り締まりを強化していくということです。

【委員長】

他に何かありますか。

【委員】

自転車で動きまわっていますが、今では雪の心配があり、雨や雪が降ると自転車で車道から歩道に上がろうとした時に、斜めの段差で自転車が滑ってしまいます。

また、歩道を走っている時に点字ブロックで自転車が滑ります。生徒には、注意するよう伝えなければならないと思います。

【委員長】

道路の整備の話もありますが、啓発に関することとして、どのような内容をアナウンスされているのでしょうか。

【事務局】

道路の左側を走りましょうとか、並走はだめですよといった内容を出前授業という形で指導員からお伝えさせていただいています。

そのほかは信号の見方などが中心で、自転車で歩道に上がる時は危ないということまでは出

来ていません。

学校でお伝えをさせていただく際も、どちらかというと安全にルールを守って自転車に乗りましょうということを中心にお伝えさせていただいているので、自転車の使用に関する注意まではさすがに出来ておりません。

【委員長】

中学校であれば、学区の自転車での通学路に特化した危険なポイントや、気を付けるポイントがあると思いますので、そういうことを学区や地域に特化した啓発ができるのではないかと思います。

【事務局】

学区に特化したものであれば、資料の3-2の6ページにございます、自転車交通安全マナーアップ重点校として、市内の公立中学校6校を毎年2校ずつ、3年に1回順番に指定をさせていただいているのですが、そこの生徒会の皆様と、市の指導員、警察の方、交通安全協会の方が連携をして「ヒヤリハットマップ」を作成しています。

6ページの右の下、小さい地図が載ってまして、こういうところが危ないというところを学校の方で考えてもらい作るという取り組みです。

【委員】

学校関係での啓発活動について、それは映像による啓発ですか。

【事務局】

交通安全指導員が学校に行かせていただく際は、パワーポイントでの説明や映像としてDVDを活用する場合もございます。

また、先ほどのマナーアップ重点校については、資料の3-2の7ページにスケアードストレート方式の自転車安全安心利用教室というものを記載しておりますが、スタントマンに実際の事故現場を再現してもらおうといった事故の怖さを実感してもらえるような教室を開催させていただいております。先月は新堂中学校で実施いたしました。

【委員】

今おっしゃっていただいたように、このスケアードストレート方式は、本当に迫力があって、本当にスタントマンが飛んでいくシーンを全校生徒が見ている前でやってくださって、この後は全員がヘルメットを被るようになりましたし、効果はすごくあったと思います。

付け加えますと、中学校もそれぞれ事情は違って、ある中学校ですと丘の上にあるため下り坂での事故が多いことを困っておられます。

ある学校については、町の中にあるので商店街、繁華街を自転車で通るにしても、人数が多い学校だとしても下校時間は皆一斉なので普通に自転車に乗っていても、地域の方に怒られたり、ちゃんと乗れと言われたりというケースがあったり、本校ではまったく逆で田園地帯にありますので、歩道も整備されていなかったり、直線が多く車の方がよく飛ばすの非常に危険という

こともあります。

このように各学校で事情が違うので、それに応じた形で自転車の指導はされていると思います。

【委員長】

地域によっての違いをうまく擦り合わせて指導をしていただければと思います。

【委員】

私は自転車のヘルメットに色やマークを付けて、常に目立つように悪いことができないように工夫をしていたことがありますので、そういった点から何か施策ができないかと思います。

【事務局】

6年生が中学校に入学するときに、市の教育委員会と校長会から御案内をさせていただき、同一のものをすべての学校に対して斡旋紹介をさせていただくと同時に、交通安全についての啓発を実施させていただいている状況です。

【委員長】

学校によって変えるとどのような効果があるかわからないですが、ほかの地域での事例を情報収集していただき、いいものを取り入れていただければと思います。

【委員】

参考に昔の話で草津中学校では、かまぼこ板でナンバープレートのようなものを作り、学年ごとに色を変えてナンバーを付けて個人が特定できるような取り組みがされていました。

【委員長】

私も高校は自転車通学をしていましたが、ナンバープレートでなくシールがあって、番号と学年ごとに色が違ってというものがありました。

私からも1点、今回評価を挙げていただいて、市としての評価だと思うのですが、市民からの意見として、市に対する要望や、あるいはアンケートの結果といったものはあるのでしょうか。

市民からの視点もこの中に含めていただくどのようなやり方がいいのかということがまた考えられるかなと思いました。

【事務局】

毎年、計画の評価という形でアンケートを行うことは難しいですが、今回、次の議題ですが、第2次計画の策定を考えておりますので、その前に今の自転車施策に関することや、利用状況などに関するアンケート実施を考えておりますので、その中でどのような意見があるか、次の計画に取り入れたいと考えております。

【委員長】

毎年このためにアンケートをするのは大変ですので、既にされているアンケートの中で、自転車に関するものがあれば、出していいかなと思いました。

他によろしいでしょうか。では一旦区切りにして先に進みます。

皆様からいただいた意見をもとに、事務局で来年度以降も準備を進めてください。それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いします。

（２）第２次草津市自転車安全安心利用促進計画の策定年度の変更について

【事務局】

それでは、「第２次草津市自転車安全安心利用促進計画の策定年度の変更について」説明させていただきます。資料４を御覧ください。

概要といたしまして、草津市自転車安全安心利用促進計画は、平成２８年度から令和７年度までの１０年間を計画期間としておりますことから、計画終期に合わせて第２次草津市自転車安全安心利用促進計画を策定するものでございます。

昨年度の委員会において、令和７年度に計画策定を進める予定と御説明させていただいたところですが、その時期の変更について審議いただくものです。

変更理由の１つ目は、資料４の左下に記載しております、国・県の計画策定期間がございました。

この自転車に関する計画については、国・県においてもそれぞれ計画を策定されており、国は令和３年度から令和７年度までの５年間、県は令和５年度から令和８年度までの４年間を計画期間としています。

前回のスケジュールを踏まえますと、国においては、令和７年９月頃から次回の策定に向けた会議を開催し、令和８年５月頃に次期計画を策定される見込みで、県においては、令和８年度に検討がなされる見込みでございます。

このことから、令和７年度に市の計画策定を進めた場合、国や県計画の内容を反映することが困難となります。

変更理由の２点目は、道路交通法改正に伴う分析でございます。

近年ヘルメットの着用努力義務化や、ながらスマホ・酒気帯び運転への罰則強化など、自転車に関連する法改正が続いており、改正からの期間が短く、データ数が限られることから、分析が困難であります。

以上のことから、現計画の期間を１年延長して令和８年度までとし、次期計画の策定を令和７年度から令和８年度に変更し、国・県の計画を市計画へ反映し、各種データの収集を行いたいと考えております。

令和８年度までの委員会スケジュール（案）については、資料４の右下に記載しておりまして令和７年度にアンケート調査を実施し、令和８年度に計画の素案やパブコメ等の手続きを進めて行く予定です。

【委員長】

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見、御質問があればお願いします。

【委員】

国は5年ごと、県は4年ごとに改定ということですが、草津市は何年計画を想定されていますか。

【事務局】

現計画は10年間の計画ですが、中間の5年で見直しを実施しておりますので、5年計画という選択肢もあるかもしれません。現時点では5年にするか10年にするのかを検討している段階ですので、何ともお答えができない状況です。

【委員長】

国・県計画もどれくらいその中身が変わるかわからないですが、ある程度見直すタイミングを揃える方向性で行くのか、長いスパンで作っていくという考えもありますから、それらも検討いただければと思います。

【事務局】

資料4の左側、一番下に少し記載させていただいていますが、第2次計画が5年になるのか10年になるのかは未定ですが、5年になった場合は次の第3次計画、10年の場合でしたら中間見直しのタイミングが、それぞれ国・県の次期計画策定のタイミングと同じになる見込みです。

【委員】

アンケート調査は誰にどのような形で調査されるのですか。

【事務局】

まだ検討段階ですので、今後変更の可能性はありますが、広く市民の方に対して調査を行う予定にしています。

無作為抽出という形での調査で、自転車利用に関することについてお聞きする予定です。

【委員長】

この先検討されると思いますが、自転車を使う人に聞くという部分もあると思いますし、普段自転車を使わない人から見て自転車がどう見えているというのもあると思います。

ほかにも地域によって条件が違うということもありますので、いろいろな人に聞くような方法を考えていただきたいと思います。

【委員】

中学校で調査する場合もあるのですか。

【事務局】

実際どなたにアンケートを取るかということについては、広く一般の市民がいいか、それに合わせて中学校の生徒や大学生、市営の自転車駐車場の利用者もいらっしゃいますので、どのようにアンケートを取るかは考えていきたいです。

【委員長】

先ほどのヒヤリハットマップを計画策定における情報収集に役立てていただきたいです。地域で危ないと言われている箇所はこのような場所だということが分かれば、そういうことも計画に含めていただけたらと思います。

せっかくの機会ですので、自転車に関することで他に御意見がいただければと思います。いかがでしょうか

【委員】

自転車啓発に関するアプリやゲームを作ってはいかがですか。

【委員長】

車の運転ゲームのように自転車でそのようなものがあるのか、教育に使える事例があるのか、いろいろ情報収集していただければと思います。

【委員】

全国の交通安全、自転車を安全安心に利用するための取り組みを調べたいと思った時にどのように調べられるのか、共有していただけると嬉しいです。

【事務局】

全部の取り組みというと、国土交通省の専用のホームページで、全国の自転車に関する計画を策定している自治体が掲載されておりまして、1つずつ開いていただく必要はありますが、例えば京都市や長岡京市も自転車の計画を策定されていたと思いますが、どのような取り組みをされているかは確認いただけます。

【委員長】

確か一覧表のようなものがあったかと思います。

【委員】

御説明いただいたことの繰り返しになりますが、先ほどの国土交通省ホームページで各都道府県、各自治体、計画を策定し公表しているもの、各自治体の資料がホームページで公開されているという状況です。

【委員長】

他にいかがでしょうか。

なければ本日の議事はここまでにしたいと思います。進行は、事務局へお返しします。

6. 閉会

【事務局】

本日は、長時間にわたりまして、御意見をいただきありがとうございました。

委員長におかれましては、議事進行ありがとうございました。また委員の皆様におかれまして、貴重な御意見を賜りましたことありがとうございます。

本日議事が2つございまして、1つ目の計画に基づく施策の実施状況におきましては、大きくデータの活用というところで、警察の方がお持ちの細かいデータがあると思いますので、我々の活動の中にどのように落とし込むか、そこから分析できるかというところはありますが、警察の方と連携し検討をしていきたいと思います。

あるいは学校への呼びかけや生徒への呼びかけについて御意見を頂戴したところでございます。先ほど話がありましたマナーアップというところで重点校を指定しておりますが、その学校を中心に市内の中学校と連携し情報提供や自転車の活用法方法などをお伝えできればと思っております。

また、委員長からの意見というところで、今後の計画策定のことにつながりますが、どのような形で御意見を頂戴することが効率的かについて、事務局で分析し実施してまいりたいと思っております。

来年度の委員会では、今年度同様に本計画の実施状況や今後行いますアンケートの方法等を議事とさせていただきたく考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和6年度草津市自転車安全安心利用促進委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会)